

海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 良質な外国人労働者の確保や外国人と地域住民との共生社会の形成等本県の国際化施策の推進を図るため、海外県人会等が実施する当該目的に資する事業を支援することを目的として、海外県人会等に対し、予算に定める範囲で補助金を交付する。

(準用)

第2条 この事業に係る補助金交付事務については、この要綱に定めるほか、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表1のとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書又はこれに代わる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前項の申請書及びその添付書類を審査のうえ、相当と認めたときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により、すみやかに事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容又は経費配分の変更)

第7条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後、その事業内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないもの、又は各経費相互間において、いずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により承認を行ったとき、または現地通貨による交付決定額が為替相場により円に換算して予算額を上回る場合には、変更交付決定通知書（第4号様式）により、事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付については、精算払とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払とすることができる。

2 事業者は、前項の規定により、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 事業者は、実績報告書（第6号様式）を事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支決算書又はこれに代わる書類
- 三 その他知事が必要と認める証拠書類

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(書類の保存)

第11条 事業者は、事業に係る帳簿及び証拠書類を事業終了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 海外移住事業補助金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の適用前に旧要綱によって交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象事業の例示	対象経費
(1) 県からの依頼による本県からの海外移住者との連絡・調査等に係るもの	海外県人等の所在、安否等の調査等	通信費、消耗品費その他必要となる経費
(2) 海外事情調査、居住国での本県の P R 等本県事業への協力に係るもの	県施策の基礎資料となる海外の状況についての情報収集への協力、居住国で行われるイベント等での県紹介ブース出展、P R 冊子等を作成し、公共施設等への設置等	通信費、消耗品費、会場費、印刷製本費その他必要な経費
(3) 本県からの訪問団等の受入等本県との交流に係るもの	関係者との連絡調整、打合せ、出迎え、見送り、レセプション開催その他受入に係るもの	通信費、消耗品費、食糧費、会場費
(4) 居住国における日本語、日本の文化・習慣等の紹介に係るもの	日本語教室、日本文化講座、日本舞踊、茶道、書道など日本の伝統芸能・文化等の紹介に係るもの、日本料理教室等日本の食文化の紹介にかかるもの、柔道、剣道等日本の伝統的なスポーツ等の紹介に係るもの、海外技術研修員の帰国報告会	報償費、教材費、会場費、広告費その他必要となる経費
(5) 就労等のため来日を予定する居住国の国籍を持つ者に対し実施する、日本での円滑な社会生活の実現を目的とした指導・研修等	日本語教室（実用的なもの）、日本の生活様式、社会習慣等日本での生活に役立つ研修、海外技術研修員習慣等の来日前指導に対する日本語学習、生活習慣等の来日前指導	報償費、教材費、会場費、広告費その他必要となる経費
(6) 海外県人会の会員への日本文化の伝承等本県とももの交流の絆づくりに係るもの	日本語、日本の歴史、日本料理、茶道・書道、着物着付け、盆踊り大会等日本文化等を紹介する行事の開催	教材費、会場費、食糧費その他必要となる経費
(7) 海外県人会の会員の集、会員同士の親睦・交流事業等、組織の維持・強化に係るもの	会員募集活動、総会・交流会その他会員の交流を深め組織の基盤強化を図るためのもの	通信費、広告費、消耗品費、食糧費、会場経費、その他必要となる経費
(8) その他本県国際化施策の推進に資するものとして知事が必要と認めるもの	具体的な案件に基づき、その都度、適否の判断をする。	

別表 2 (第 4 条関係)
(補助金額)

海外県人会名	補助金額
ブラジル山梨県人会	800,000 円 又は 20,000BRL (ブラジル・リアル)
ペルー山梨親睦会	160,000 円 又は 5,000PEN (ペルー・ヌエボ・ソル)

※別表 1 の対象事業経費に 4 / 5 を乗じた金額が上記の補助金額を下回る場合は、その額とする。

※事業者は、交付申請時に円又は現地通貨のいずれかを選択し、補助金交付申請書 (第 1 号様式) に明記のうえ、提出するものとする。

※補助金の支払いは円建てにより行うものとし、円と現地通貨との為替レートの換算は、最初の請求日の関税込率法第 4 条の 7 に規定する財務省令で定める外国為替相場を基準とする。この場合、為替相場により、換算後の金額が予算額を上回る場合は、変更交付決定通知書 (第 4 号様式) により変更の交付決定を行い、予算額を上限に補助金を交付する。

(第1号様式)

山梨県知事

殿

番
平成 年 月 日

所在地

名 称

海外県人会等活動促進事業費補助金交付申請書

海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額

添付書類

事業計画書・収支予算書

※ 別表2の補助対象事業ごとに区分された事業計画書及び収支予算書を添付すること。

(第2号様式)

番
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

海外県人会等活動促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった海外県人会等活動促進事業費補助金については、次のとおり交付することに決定したので、海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付決定額

2 対象事業 平成 年度海外県人会等活動促進事業

3 対象経費

4 補助金の交付条件

- (1) 補助事業を中止し、または事業の途中で終了する場合は、知事の承認を得なければならない。
- (2) 補助事業の総経費または補助事業内容を変更する時は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助額の増額を伴わないもの、または、補助事業の各経費相互間においていずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更については、この限りでない。
- (3) 事業を終了した時は、事業終了の日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に実績報告書を提出しなければならない。

(第3号様式)

山梨県知事

殿

番
平成 年 月 日

所在地

名 称

海外県人会等活動促進業費補助金に係る
補助事業内容の変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった海外県人会等活動促進事業費補助金に係る補助事業の内容を次のとおり変更したいので、海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

変更前	変更後

3 添付書類

変更後の事業計画書・収支予算書

(第4号様式)

番
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

海外県人会等活動促進事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで変更申請のあった海外県人会等活動促進事業費補助金については、次のとおり変更交付することに決定したので、海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 変更交付決定額
- 2 変更前交付決定額
- 3 対象事業 平成 年度海外県人会等活動促進事業
- 4 対象経費
- 5 補助金の交付条件
 - (1) 補助事業を中止し、または事業の途中で終了する場合は、知事の承認を得なければならない。
 - (2) 補助事業の総経費または補助事業内容を変更する時は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって補助額の増額を伴わないもの、または、補助事業の各経費相互間においていずれか低い額の20%以内の事業経費の配分の変更については、この限りでない。
 - (3) 事業を終了した時は、事業終了の日から起算して1か月を経過した日または補助金の交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に実績報告書を提出しなければならない。

(第5号様式)

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

海外県人会等活動促進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった海外県人会等活動促進事業費補助金について、海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額

2 内訳

(単位：)

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振込替先銀行名

口座名

預金種別 (当座・普通)

No.

(第6号様式)

山梨県知事

殿

番
平成 年 月 日

所在地

名 称

海外県人会等活動促進事業費補助金実績報告書

海外県人会等活動促進事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、海外県人会等活動促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

添付書類

事業報告書・収支決算書

その他必要と認める証拠書類

※ 別表2の補助対象事業ごとに区分された事業報告書及び収支決算書を添付すること。